

# 奈良県立万葉文化館で使用する都市ガス仕様書

## 1 供給施設等の概要

- (1) 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地
- (2) 施設名称 奈良県立万葉文化館
- (3) ガスの種類 都市ガス13A
- (4) 供給熱量 一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売託送供給約款による
- (5) 対象計量器 下表のとおり

| 型式   | メーター番号 | メーター能力                                     |
|------|--------|--|
| M100 | 98172  | Qmax 100 m <sup>3</sup> /h<br>Pmax 3.5 kPa |
| M100 | 98171  | Qmax 100 m <sup>3</sup> /h<br>Pmax 3.5 kPa |
| M4U  | 623881 | Qmax 4 m <sup>3</sup> /h<br>Pmax 3.5 kPa   |

(6) 年間予定使用量 104,800 m<sup>3</sup>

(7) 月別予定使用量 別紙1のとおり

## 2 供給期間

令和2年4月の検針日の翌日から令和3年4月の検針日まで

## 3 検針日

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。

## 4 保安

- (1) ガス供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブとする。

## 5 単位料金の算出と調整

- (1) 調整後単位料金は、財務省貿易統計の令和元年8月～令和元年10月の公表値の平均原料価格（LNG53,800円/t、LPG42,930円/t）を用いて算出し、その算出方法を提示するものとする。なお、石油石炭等租税課金は、LNG1,860円/t、LPG1,860円/tを用いて算出するものとする。
- (2) 調整後単位料金は、平成31年4月1日時点の託送供給料金を用いて算出するものとする。
- (3) 調整後単位料金は、ガス供給者の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

## 6 契約金額

契約は単価契約とし、契約単価は、入札書、内訳書、提示された算出方法及びガス供給者が定める供給約款、供給条件等による算出された金額で、奈良県立万葉文化館が同意した金額とする。契約書については、協議のうえ定めるものとする。

## 7 支払方法

ガス供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、原則としてガス供給者が定める供給約款の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

8 秘密の保持

ガス供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。また供給期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 過去の使用実績は、別紙2のとおりである。

(2) 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、ガス供給者が定める約款や供給条件等に従うほか、双方協議の上決定するものとする。